

認知症対応型通所介護 軽井沢

重要事項説明書

作成日 令和4年 月 日

1. 事業主体概要

事業主体名	有限会社 ライフサポートさくら草
法人の種類	有限会社
代表者名	取締役 相原 香子
所在地	愛媛県松山市土居田町 141 番地 1
資本金（出捐金）	3,000,000 円
法人の理念	心の視線を合わせ、お一人お一人必要な存在であり、ご自身の居場所と確信して頂けるよう支援させて頂く。
他の介護保険関連の事業	

2. 事業所概要

事業所名	認知症対応型通所介護 軽井沢
事業所の目的	認知症の方に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活で機能訓練を行うことにより、尊厳のある生活を営むことができるよう適切な（介護予防）認知症対応型通所介護を提供することを目的とします。
事業所の運営方針	介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨、内容を厳守します。 利用者の人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供をします。 常に提供したサービスの質の管理、評価を行います。
事業所の管理者	加藤 舞
開設年月日	2023年1月1日
事業所番号	3890102084
所在地、電話・FAX番号	（電話）089-993-8227（FAX）089-993-8238 （住所）愛媛県松山市土居田町141番地1
交通の便	和泉北バス停から徒歩で4分位
敷地概要（権利関係）	敷地面積：約1499.04㎡ 所有：（有）ライフサポートさくら草
建物概要（権利関係）	構造：鉄骨造3階建 延床面積：約1848.46㎡ 所有：（有）ライフサポートさくら草
居室の概要	
共用施設の概要	
緊急対応方法	緊急事態が生じた時は、119番に連絡、救急隊要請後、ご家族に連絡し、主治医又は協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講じます。
防犯防災設備 避難設備等の概要	
損害賠償責任保険加入先	
通常の事業の実施地域	松山市内（ただし島嶼部を除く。）とします。

3. 職員体制及び職務内容

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等 内容
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			介護福祉士	認知症介護実践者 管理者研修
計画作成担当者	1		1			介護福祉士・介護支援専門員	実践者研修
介護従事者	16	9	2	5		介護福祉士（6名） 実務者研修（1名） ヘルパー2級（0名） 初任者研修（2名） 介護支援専門員（1名） 看護師（1名）	

- 管理者

管理者は業務の管理及び職員等の管理を一元的に行います。

適切なサービスが提供されるよう（介護予防）認知症対応型通所介護計画を作成し管理者が利用者等へ説明を行い、同意を得ます。

- 計画作成担当者

計画作成担当者は、利用者の生活向上のための相談、助言を行います。

- 介護従事者

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行います。

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日（12月31日から1月3日までは休み。）
営業時間	午前9時から午後6時
サービス提供時間	午前9時半から午後5時半

5. 利用定員数

利用者数	ぽんかんユニット 3名、さくらんぼユニット 3名 総定員6名
------	--------------------------------

※認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護の利用者数を合計

6. サービスおよび利用料等

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
(介護予防)認知症対応型通所介護計画の作成		<p>1 利用者に係る居宅介護支援事業者等が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた（介護予防）認知症対応型通所介護計画を作成します。</p> <p>2 （介護予防）認知症対応型通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。</p> <p>3 （介護予防）認知症対応型通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、（介護予防）認知症対応型通所介護計画書を利用者に交付します。</p> <p>4 それぞれの利用者について、（介護予防）認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。</p>
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
機能訓練	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
その他	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

(i) 要介護

サービス提供時間区分 事業所区分要介護度	基本単位	利用料	3時間以上4時間未満		
			利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	266	2,660円	266円	532円	798円
要介護2	276	2,760円	276円	552円	828円
要介護3	285	2,850円	285円	570円	855円
要介護4	294	2,940円	294円	588円	882円
要介護5	304	3,040円	304円	608円	912円
4時間以上5時間未満					
要介護1	278	2,780円	278円	556円	834円
要介護2	289	2,890円	289円	578円	867円
要介護3	298	2,980円	298円	596円	894円
要介護4	308	3,080円	308円	616円	924円
要介護5	318	3,180円	318円	636円	954円
5時間以上6時間未満					
要介護1	444	4,440円	444円	888円	1,332円
要介護2	459	4,590円	459円	918円	1,377円
要介護3	476	4,760円	476円	952円	1,428円
要介護4	492	4,920円	492円	984円	1,476円
要介護5	509	5,090円	509円	1,018円	1,527円
6時間以上7時間未満					
要介護1	456	4,560円	456円	912円	1,368円
要介護2	471	4,710円	471円	942円	1,413円
要介護3	488	4,880円	488円	976円	1,464円
要介護4	505	5,050円	505円	1,010円	1,515円
要介護5	521	5,210円	521円	1,042円	1,563円
7時間以上8時間未満					
要介護1	522	5,220円	522円	1,044円	1,566円
要介護2	541	5,410円	541円	1,082円	1,623円
要介護3	559	5,590円	559円	1,118円	1,677円
要介護4	577	5,770円	577円	1,154円	1,731円
要介護5	597	5,970円	597円	1,194円	1,791円
8時間以上9時間未満					
要介護1	539	5,390円	539円	1,078円	1,617円
要介護2	558	5,580円	558円	1,116円	1,674円
要介護3	577	5,770円	577円	1,154円	1,731円
要介護4	596	5,960円	596円	1,192円	1,788円
要介護5	617	6,170円	617円	1,234円	1,851円

共用型

(ii) 要支援

サービス提供時間区分 事業所区分要介護度		3時間以上4時間未満				
		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
共用型	要支援1	247	2,470円	247円	494円	741円
	要支援2	261	2,610円	261円	522円	783円
	4時間以上5時間未満					
	要支援1	259	2,590円	259円	518円	777円
	要支援2	273	2,730円	273円	546円	819円
	5時間以上6時間未満					
	要支援1	412	4,120円	412円	824円	1,236円
	要支援2	435	4,350円	435円	870円	1,305円
	6時間以上7時間未満					
	要支援1	423	4,230円	423円	846円	1,269円
	要支援2	446	4,460円	446円	892円	1,338円
	7時間以上8時間未満					
	要支援1	483	4,830円	483円	966円	1,449円
	要支援2	512	5,120円	512円	1,024円	1,536円
	8時間以上9時間未満					
	要支援1	499	4,990円	499円	998円	1,497円
	要支援2	528	5,280円	528円	1,056円	1,584円

(3) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
入浴介助加算(I)	40	400円	40円	80円	120円	1日につき
若年性認知症利用者受入加算	60	600円	60円	120円	180円	1日につき
介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の 24/1000	左記の単位数×10円	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数) ※介護職員処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を除く
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 104/1000	左記の単位数×10円	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)※介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を除く
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 23/1000	左記の単位数×10円	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)※介護職員等特定処遇改善加算、介護職員処遇改善加算を除く

※ 入浴介助加算(I)は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定します。

※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を

対象に担当者を決めて指定(介護予防)認知症対応型通所介護を行った場合に算定します。

※ 介護職員等特定処遇改善加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等特定処遇改善加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

(4)その他の費用について

① 送迎費	徴収しない。
② 食事の提供に要する費用	昼・夕食 430 円 (1 食当り 食材料費及び調理コスト) おやつ 100 円 (1 日当り)
③ おむつ代	実費を徴収いたします。
④ 日常生活費	実費を徴収いたします。

7. 協力医療機関

協力医療機関名	南高井病院
診療科目	内科：消化器科：循環器科：リハビリテーション科
協力医療機関名	清水医院
診療科目	内科
協力医療機関名	松山デンタルクリニック
診療科目	歯科

8. 苦情相談について

苦情相談窓口	担当者氏名：相原 崇 (電話) 089-950-5044 受付日 (平日) 8:30~17:15
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	機 関 名：松山市役所保健福祉部介護保険課 (電話) 089-948-6968 受付日 (平日) 8:30~17:15
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	機 関 名：愛媛県国民健康保険団体連合会 (電話) 089-968-8700 受付日 (平日) 8:30~17:15

外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	機 関 名：愛媛県福祉サービス運営適正化委員会 (電話) 089-998-3477 受付日 (平日) 9:00~12:00 13:00~16:30
円滑かつ迅速に苦情 処理を行うための処 理体制・手順	苦情があった場合は、迅速に担当者が相手方に連絡を取り、個別の面談等により詳しい事情を聞くとともに、苦情を受けた者からも事情を聴取します。管理者を含め職員全体で会議を行います。会議の結果を受け、翌日までに利用者に謝罪・介護方法の改善・介護施設の見直し等の具体的な対応若しくは報告を行います。施設の改善等の長期的対応が必要な場合は、その改善状況を適時利用者に報告します。記録を台帳（パソコンのデータバンク等）に完結の日から5年間保管し、再発防止に役立てます。

9. 非常災害対策

- ・非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。
- ・非常災害に関する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画（防災避難計画）を作成し、事業所の見やすい場所に掲示します。

10. 事故発生時の対応

- ・利用者に対する介護サービス提供にあたって、事故が発生した場合は、市町村・当該利用者のご家族等に連絡し、必要な処置を講じるものとします。
- ・賠償すべき事態となった場合には、速やかに損害賠償を行います。
- ・前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。
- ・事故が生じた場合にはその原因を解明し、再発防止の為の対策を早急に講じるものとします。

11. 秘密保持

事業所の従業者及び退職者は、個人情報保護法に基づき業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密保持を厳守します。

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選任しています。
虐待防止に関する担当者（介護支援専門員・橋本康子）
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業

者に周知徹底を図っています。

- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 3. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなつた場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 4. 第三者評価の実施状況

なし

1 5. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出てください。
- (2) 体調によっては、入浴等を中止する場合があります。

年 月 日

(事業者) 有限会社 ライフサポート さくら草

取締役 相原香子

印

事業所名 認知症対応型通所介護 軽井沢

住所 愛媛県松山市土居田町 141 番地 1

説明者名

私は、本書面に基づいて重要事項について説明を受け、その内容に同意します。

(利用者)

住所

氏名

印

(利用者家族代表)

住所

氏名

印

(身元引受人)

住所

氏名

印